

社会福祉法人むかわ町社会福祉協議会役員等の費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人むかわ町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員、評議員、各種委員会等の構成員（以下「役員等」という。）に対する費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償)

第2条 役員等が役員会、理事会、各種委員会の会議等に出席したときは、日当として日額 2,400円を支給する。

(支給月等)

第3条 日当の支給は、下表に定める期間について、各支給月に支給する。

期間	支給月
4月から6月まで	7月
7月から9月まで	10月
10月から12月まで	1月
1月から3月まで	4月

2 支給方法は、原則として指定口座へ振り込みとする。

(旅費)

第4条 役員等が、その職務を遂行するため会議等に出席、旅行したときは、本会職員等旅費支給規程の旅費に相当する費用を支給する。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 （平成18年4月14日第1回理事会）

この規程は、公布の日から施行し、平成18年3月31日から適用する。

附 則 （平成22年10月5日第3回定例理事会）

この規程は、平成22年10月5日から施行する。

附 則 （平成29年3月13日第6回理事会）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。これにより、平成22年10月5日施行の社会福祉法人むかわ町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償規程は廃止する。